

○新宿区防災会議条例

昭和39年6月25日

条例第34号

(災害対策基本法16V)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、新宿区防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(平12条例17・一部改正)

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 新宿区(以下「区」という。)地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 区長の諮問に応じて区の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、区長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平8条例28・平24条例57・一部改正)

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、区長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 区長の部内の職員
- (2) 区の教育委員会の教育長
- (3) 指定地方行政機関の職員
- (4) 陸上自衛隊第1師団の隊員
- (5) 東京都の知事の部内の職員
- (6) 警視庁の警察官
- (7) 東京消防庁の消防吏員
- (8) 消防団長
- (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
- (10) 区長が指定する公共的団体の役員又は職員
- (11) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者

6 前項の委員の総数は、47人以内とする。

7 第5項第11号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員に欠員が生じた場

合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平8条例28・平13条例16・平24条例57・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、東京都の職員、区の職員、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関の役員又は職員及び学識経験のある者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(平8条例28・一部改正)

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれにあたる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

(平8条例28・一部改正)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年6月20日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月24日条例第17号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月23日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年10月15日条例第57号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。